

森林・林業再生に関わる具体的政策の推進を求める意見書

平成 21 年 12 月に政府が策定した「森林・林業再生プラン」は、「10 年後の木材自給率 50 パーセント以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材の利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしており、現在、国・地方挙げて、森林・林業の再生と地域活性化に向けた取組を進めている。

一方、今年 7 月の九州北部豪雨被害、8 月の近畿豪雨被害を始め、近年、梅雨前線や台風などによる豪雨災害が相次ぎ、大きな被害をもたらしている。山腹崩壊や流水発生の原因としては、第一義的には局地的な集中豪雨が挙げられるが、被害が多い山林のほとんどが杉人工林の針葉樹林であり、なかでも間伐未実施の杉人工林が多いのが特徴的である。したがって、豪雨被害対策としても、「森林・林業再生プラン」に基づく森林の多面的機能の持続的発揮と有効活用が重要であるといえる。

そこで、現下の厳しい森林・林業・木材産業の実態を踏まえ、森林・林業の再生と地域活性化に向け、「森林・林業再生プラン」等に基づく具体的な施策を強力に推進することが求められている。

よって、国に対し、下記の項目について強く要望する。

記

1. 森林の多面的機能の持続的発揮と森林資源の有効活用に向け、「森林・林業再生プラン」の具体的政策の推進を図ること。
 - (1) 適切な森林施業の確保のため、市町村整備計画及び森林経営計画の作成・実行を促進すること。
 - (2) 森林整備に必要な路網や作業システム、人材育成など、先行投資すべき予算額の確保を図ること。
 - (3) 「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付けるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保を図ること。
 - (4) 条件不利地域などの森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等の公的森林整備を進めるとともに、国、地方公共団体による林地取得等を行うこと。
 - (5) 再生可能エネルギーとして、「固定価格買取制度」を活用した木質バイオマス利用の拡大を図ること。
 - (6) 10 年後の木材自給率 50 パーセント以上の達成に向け、間伐材を含む地域材の需要拡大対策、住宅や公共建築物等への木材利用の推進対策を講ずること。

市町村においては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく、市町村木材利用方針の策定を早期に行い、地域材の

利用・拡大を図ること。

- (7) 地域林業を指導するフォレスター、森林施業プランナーなどの育成・確保など森林・林業の担い手対策の拡充を図ること。
 - (8) 林業事業体の育成整備を図るため、入札契約制度については、林業の特殊性に配慮し、地域要件の導入、複数年契約の拡大、低入札対策を講ずる等、地域の林業事業体の育成整備に資する対策を講ずること。
- 2. 山村振興法に基づく山村地域の活性化に関わる環境の整備に向け、森林整備や木材加工・流通などの施策を通じ、新たな雇用の場を確保する等、省庁間の連携による対策を進めること。
 - 3. 国有林については、一般会計化による公益的機能の一層の発揮と、民有林への指導・サポート、地域貢献を果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

日 田 市 議 会